

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

慰安旅行費用の具体的事例

Q : 慰安旅行費用の取扱いについて、非課税とされる事例や課税とされる事例が公表されたようですが、内容を教えてください。

A : 非課税とされる事例が2件と、課税とされる事例1件が、ホームページ上のタックスアンサーの資料に盛り込まれました。

【解説】

従業員レクリエーション費用や社員旅行による経済的利益については、常識的な範囲であれば、給与課税はないこととされています。今回、タックスアンサーに盛り込まれた内容は、課税されない従業員レクリエーション旅行について、旅行期間が4泊5日まで、参加人数が全体の半分以上であることが要件であることに触れた上で、具体的な事例が明示されています。

非課税の事例としては、①旅行期間3泊4日、旅行費用15万円（内使用者負担7万円）、参加割合100%、②旅行期間4泊5日、旅行費用25万円（内使用者負担10万円）、参加割合100%、の2件が示されています。この2件については、旅行期間、参加割合の要件及び少額不追及の趣旨のいずれも満たすと認められることから原則として非課税としています。

一方、旅行期間5泊6日、旅行費用30万円（内使用者負担15万円）、参加割合50%の事例は、旅行期間が5泊6日以上のものについては、その旅行は社会通念上一般に行われている旅行とは認められないことから課税としています。

